

空き店舗対策として、地域コミュニティスペースの設置も含めた支援を行っている取組  
(鳥取県倉吉市)

【支援措置】  
中心市街地活性化ソフト事業 総務省[事業経費の1/2を特別交付税により措置]

【支援措置対象経費】  
5,000千円

商店街の空き店舗等を活用して食品や日用品等を扱う店舗や、地域コミュニティスペースの設置、運営に対して支援する事業である。

支援内容として「空き店舗の改修補助」「空き店舗を改修し起業した場合の家賃補助」を実施。空き店舗の活用方法として、飲食・物販店舗の他、地域コミュニティスペースの設置についても支援対象としている。

店舗改修については整備費の1/2(上限1,000千円)、家賃補助については家賃補助:月額家賃の2/3(最長1年間 上限28千円/月)を支援しており、年で受けられ補助の総額は1,336千円となる。平成28年度には店舗改修:2件、家賃補助:8件、平成29年度には店舗改修:2件、家賃補助:6件、平成30年度には店舗改修:2件、家賃補助:5件の実績がある。

これまでは中心市街地エリアの中でも、対象区域を限定し支援をしてきたが、令和2年度より中心市街地エリア全体を支援対象区域へと拡充する。

区域内における創業を支援することで、新規起業者の育成を図るとともに商店街への加盟を促進することにより、持続可能な商店街の体制確保が図られている。(商店街加盟店:平成25年28店→平成30年度末現在62店)

【計画書の事業名】 地域の暮らしを支える商店街づくり事業



民官一体での商店街づくりが認められ「2018はばたく商店街30選」に選定

空き店舗を改修しIターナーが起業